

# 令和6年度住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金及びこども加算のご案内

- 令和6年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 **(1世帯当たり10万円)** は、住民税非課税・均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。
- 上記の世帯で、かつ **18歳以下の児童(平成18年4月2日生まれ以降) が世帯員に  
いる場合、対象児童1人当たり5万円**を追加支給いたします。
- 令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円給付金または10万円給付金)の支給対象世帯または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯は対象ではありません。
- 世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯は対象ではありません。

## ● 支給額

1世帯当たり10万円／対象児童1人当たり5万円

## ● 支給対象と手続方法

次のすべてに該当する世帯が対象となります。

令和6年6月3日に大崎町に住民登録がある世帯

世帯の全員が令和6年度住民税所得割が課されていない世帯

令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(7万円・10万円給付金)の支給対象世帯でなかった世帯

対象世帯には大崎町役場から  
確認書が届きます

**(要返送)**

※一部申請が必要な場合があります。  
令和6年7月下旬頃から送付予定



**住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の  
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!**

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

【お問い合わせ先】 役場 保健福祉課 社会福祉係 ☎476-1111 (内線137・140)  
受付時間 平日8:30～17:15